

滋賀大学経済学部附属リスク研究センターディスカッションペーパー発行内規

(目的)

第1条 国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究センター(以下「リスク研究センター」)は、リスク研究には各学問分野を横断した、また国際的な交流を必要とすることから、その成果公表手段として、ディスカッションペーパーシリーズ(以下「ディスカッションペーパー」という。)を発行する。

(構成)

第2条 ディスカッションペーパーは、論文ないし調査研究報告1点から構成され、発行の都度通し番号を付ける。

(発行)

第3条 ディスカッションペーパーは、原則としてディスカッションペーパー発行予算内で年に複数点発行するものとする。

(編集委員会)

第4条 ディスカッションペーパーの編集・発行・配布に関する事項は、編集委員会が担当する。同委員会はリスク研究センター運営委員会構成員で構成する。

(執筆者)

第5条 ディスカッションペーパーに投稿できる者は、原則として、経済学部教員ならびにデータサイエンス学部教員、経済学部名誉教授、データサイエンス学部名誉教授、経済学研究科博士後期課程大学院生、経済学研究科博士号取得者、およびリスク研究センター客員研究員とする。共著となる場合は、その中に1名以上の上記の資格者が含まれることを条件とする。なお、経済学部教員とは、経済学部教授会に出席する権利がある教員を指す。

(英文校閲費)

第6条 ディスカッションペーパーとして投稿される論文が英文の場合、執筆者の申請により英文校閲費をリスク研究センターが別に定める英文校閲費支弁の基準に関する細則にて支弁する。

(経費)

第7条 ディスカッションペーパーの発行及び配布に必要な経費は、リスク研究センターの経費をもって支弁する。

(公開)

第8条 ディスカッションペーパーは、原則ウェブ上で公開するものとする。

(著作権)

第9条 ディスカッションペーパーに記載される論文の著作権は国立大学法人滋賀大学に属し、国立大学法人滋賀大学によるこの著作権の行使について、執筆者は異議を申し立てないものとする。

(管理運営)

第10条 ディスカッションペーパーの管理運営は、国立大学法人滋賀大学固定資産管理細則(平成16年4月1日制定)に基づき取扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。

英文校閲費支弁の基準に関する合意事項

1. 英文校閲費の支弁を受けるディスカッションペーパーは、発行内規第 8 条に基づきウェブ上で公開することを条件とする。但し、学術雑誌等の投稿規定によりディスカッションペーパーの公開を認めていない場合、掲載確定後にウェブで非公開に変更することは妨げない。
2. ディスカッションペーパー1 点につき、7 万円を上限として、実費を支弁する。但し、支弁される対象者は、滋賀大学経済学部教員のみとする。
3. 執筆者は、同年度内に複数回の申請をすることができる。
4. 既にディスカッションペーパーとして発行している論文であっても、大幅な変更のある校正を行った場合は改訂版として公開することを条件として、再度英文校閲費の支弁の補助を申請することができる。
5. 上記の定めに関わらず、年度内の予算状況に応じて、編集委員会が支弁をしないことを妨げない。

附 則

この合意事項は、平成 28 年 5 月 12 日から実施する。

ウェブ上での公開に関する合意事項

1. ディスカッションペーパーは、リスク研究センターホームページにて公開する。
2. ディスカッションペーパーは、リスク研究センターが管理する情報を基に RePEc によっても公開される。

附 則

この合意事項は、平成 28 年 5 月 12 日から実施する。